

第 37 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和 6 年 6 月 10 日（月）
- 2 開催場所 石岡市八郷総合支所 1 階 会議室
- 3 出席委員
- | | | | | | |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 前 島 慎 也 | 2 番 | 飯 村 伸 一 | 3 番 | 三 輪 正 |
| 4 番 | 高 橋 浩 | 5 番 | 萩 原 重 信 | 7 番 | 磯 部 進 |
| 9 番 | 高 野 濟 | 10 番 | 山 口 和 明 | 11 番 | 栗 原 茂 |
| 12 番 | 花 和 清 治 | 13 番 | 高 橋 憲 治 | 14 番 | 小 松 與 平 |
- 4 欠席委員
- | | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 6 番 | 池 田 徹 | 8 番 | 田 上 光 男 |
|-----|-------|-----|---------|
- 5 事務局 課長補佐 大和田 誠 係長 鈴木 直行
- 6 審議議案
- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について |
| 議案第 4 号 | 非農地証明願の意見の決定について |
| 議案第 5 号 | 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について |
| 議案第 6 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 報告第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| 報告第 3 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について |
| 報告第 4 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 報告第 5 号 | 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について |
- 7 会議の顛末

開 会 午後 2 時 30 分

議長）只今より、第 37 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 12 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議

録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、会議録署名委員には、10 番山口和明委員、11 番栗原茂委員の 2 名をお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1 班、飯村委員、萩原委員、高橋憲治委員、久保田推進委員、齋藤推進委員、2 班、前島委員、高橋浩委員、磯部委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おきます。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名の新規就農者です。申請地を確認したところ、現在は耕作を行っていませんが、所有権移転後に、栗や柿等の果樹を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、2 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、2 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、２番については、許可することに決定いたします。続いて、３番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号３番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者２名で約７９アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後にかんしょを作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、３番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。３番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、３番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、３番については、許可することに決定いたします。続いて、４番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第１号４番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者４名で約６５アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、４番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。４番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、４番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、４番については、許可することに決定いたします。続いて、５番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。５番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、5 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、5 番については、許可することに決定いたします。続いて、6 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。6 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、6 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、6 番については、許可することに決定いたします。続いて、7 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 7 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者 2 名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後に、さつまいもを作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、7 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。7 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、7 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、7 番については、許可することに決定いたします。続いて、8 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 8 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者 2 名で約 23 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、ブルーベリーを作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、8 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。8 番について、意見・質問のある方は挙手を

願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号9番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者1名で約181アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、9番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約11ヘクタールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、じゃがいもを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします

議長) 高橋憲治委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長）賛成多数と認め、10 番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第 1 号の 10 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告をお願いします。

委員）議案第 2 号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、敷地状況を調べていたところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明し、今般、是正すべく始末書添付の上申請に及んだものです。現状として周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって、1 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議をお願いします。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告をお願いします。

委員）議案第 3 号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10 h a 以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第 1 種農地と判断しました。申請内容から、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イに当たりますので、第 1 種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、農業法人の役員を務めておりますが、今般、法人の圃場で使用する堆肥の保管場所を設置するため、自身が本申請地を取得し、法人に貸し付けるべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 1 番については、許可

しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）磯部委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長）賛成多数と認め、1 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、現在借家住まいをされておりますが、荷物が増え手狭になったため、自己住宅を建築したく申請に及んだものです。雨水は、浸透枡にて敷地内処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽にて敷地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、2 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。申請内容から、農地法施行規則第33条第1項第4号に当たりますので、第1種農地の例外許可規定に該当いたします。申請人は、アパートに居住されておりますが、老朽化し手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、浸透枡を設置し敷地内処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）磯部委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）前島委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願

います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）前島委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）前島委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願

います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）前島委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）前島委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願

います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号10番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、アパート住まいをされておりますが、両親も高齢になり、将来介護が必要になった時、目の届く場所で生活したいと考え、実家の隣接地に自己住宅を建築したく、申請に及んだものです。雨水は、宅地内処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、宅地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）萩原委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長）無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、10番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号11番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を宅地と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって11番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）磯部委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願

います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、11 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、12 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 12 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 12 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）飯村委員の報告が終わりました。審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、12 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、12 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、13 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 13 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、設備業を営んでおりますが、申請地周辺に工事の受注が増加しているため、資材置場を設置したく申請に及んだものです。なお、本申請地は、所有者が以前にも他事業者に資材置場として貸与していたということで、現況回復がされておらず、始末書添付の上申請されております。よって 13 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）磯部委員の報告が終わりました。審議願います。13 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、13 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第 3 号の 13 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第 4 号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 4 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地の一部として利用され、20 年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、1 番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、1 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、非農地として証明することに決定いたします。次に、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可の取消願いについてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 事務局の説明が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、1 番については、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、願出のとおり、許可を取り消すことに決定いたします。次に、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第 6 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 5 号、農地法第 3 条

第1項第13号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧お願いします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第37回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時10分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和6年6月10日

議事録署名人

議 長

10 番

11 番